明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

**第二条**　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号ヘ及びト中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、同号チ中「暗号資産の売買」を「電子決済手段等の売買」に、「他の暗号資産」を「他の電子決済手段等」に、「暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等（法第五十五条の三第二項に規定する電子決済手段等取引業者等」に改める。

第六条を次のように改める。

**第六条**　削除

第七条第一項中「、金融商品取引業者及び届出者が」を「及び金融商品取引業者（法第二十二条の二第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が」に、「、金融商品取引業者及び届出者は」を「及び金融商品取引業者は」に改める。

第九条第二項中「行った居住者」の下に「（銀行等及び金融商品取引業者に限る。以下この項、第十条第四項及び第十一条第三項において同じ。）」を加える。

第十三条第五項及び第六項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第三十六条の二第一項中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第三十八条第二号を次のように改める。

二　削除

別紙様式第一及び第二の様式中「暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第２条第５項に規定する暗号資産」を「電子決済手段等（法第６条第１項第９号に規定する電子決済手段等」に、「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、別紙様式第六から第八までの様式を次のように改める。

別紙様式第六　削除

別紙様式第七　削除

別紙様式第八　削除

別紙様式第二十三の様式中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、別紙様式第二十四の様式中「暗号資産」を「電子決済手段等」に、「「４．」を「４．その他」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定及び第二章中第十五条の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の外国為替に関する省令第七条の規定の適用については、同条第一項中「、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項」とあるのは「及び第十七条の四第一項」とする。

3　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

4　この省令の施行の際現に行われている改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第一項、第五項及び第七項の規定による届出は、施行日の前日限り、その効力を失う。

**○財務省令第四十号**

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百二条第一項の規定を実施するため、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第三十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

財務大臣　鈴木　俊一

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票等の様式を定める省令 | 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令 |
| 次の各号に掲げる法律の規定に規定する立入検査又は質問を行う職員の身分を示す証票又は証明書の様式を次のように定める。 | 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問を行う職員の身分を示す証票の様式を次のように定める。 |
| 一　外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項 | ［号を加える。］ |
| 二　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百二条第一項 | ［号を加える。］ |